



検証！支庁制度改革

北口雄幸

「なくんも、変わったことはない。変わったのは、看板だけさ。」

これは、私が、今年四月に一〇〇年にも及んだ支庁制度が変わったことに関し、道職員から聞いた言葉だ。

私が、道議会議員として道政に係わるようになって三年。この間の大きな道政上の課題は、支庁制度改革であった。道議一年目では、今後の北海道の方向性を示す「新・北海道総合計画」において、生活圏域である六圏域での地域振興について議論した。二年目の第二回定例会では、突然六つの地域生活経済圏域の考え方から、九つの総合振興局と五つの振興局という新たな考え方に基づく「北海道総合振興局設置条例」が提案され、議会

は紛糾した。結果、私たちは議論不十分とのことで退席したが、自民党・公明党の賛成多数で可決される場面に出くわした。さらに、三年目となる昨年の第一回定例議会では、「北海道総合振興局設置条例」が一度も施行されていないまま改正されるという珍現象も体験した。

そして今年四月より、長年の懸案だった支庁制度改革が実施されたが、冒頭の言葉のとおり、この改革には厳しい意見が出されている。今一度、この経過について振り返ってみたい。

支庁制度改革の議論は、堀知事時代の一九九六年九月に発表された『道政改革の実施方針』をもってスタートする。六

つの地域経済生活圏を中心に広域行政を進め、「一四支庁体制については、今後の地方分権の動向や市町村、住民の意向なども十分踏まえながら、所管区域の見直しも含め、その統合・再編の可能性について、様々な角度から検討を進める」とした。

その後、道議会でも特別委員会が設置され、一四支庁体制の再編の検討を提言し、民間有識者で組織した「支庁制度検討委員会」でも、一四支庁を八つに再編する試案をまとめた。

高橋はるみ知事の就任後、二〇〇五年三月には、一四支庁を六つの地域経済生活圏域を基本に再編、支庁廃止地域には「地域行政センター」（仮称）を設置する『支庁制度改革プログラム』が策定され、翌二〇〇六年六月に『新しい支庁の姿（案）』が発表されている。

しかし、二〇〇七年一月、道は突如として、支庁制度改革の基本案である六つの地域経済生活圏域という考え方から転換し、一四支庁を九つの総合振興局と五つの振興局に再編する『新しい支庁の姿』をまとめ、これを翌二〇〇八年六月の第二回定例道議会に提案した。

この突然の変更が支庁制度改革の問題をより複雑により難しくしたと私は思っ



ている。

変更を受け、「総合振興局」として格上げとなった三支庁地域からは異論はなかったものの、「振興局」に再編される五地域とりわけ檜山、日高、根室、留萌の四地域からは、地域を挙げての「絶対反対」の声が出され、元来は一緒に北海道行政を進めてきた市長会や町村会などの四団体をも巻き込んだの反対闘争になった。

道議会の中でもさまざまな議論があり、この条例案の提案そのものを認めるかどうかで最大会派の自民党も揺れたし、わが会派でもこの条例案については賛成・反対の意見が交わされた。

この条例案の集中審議は、「道州制・地方分権改革等推進調査特別委員会」で議論され、振興局に格下げとなる四支庁地域からは連日委員会審議を傍聴しようと

動員され、委員会も異様な雰囲気だ。審議され、怒号などが飛び交う中での採決となった。わが会派としては、またまた審議が不十分であるとの判断から、採決には加わらず退席するという判断をしたが、結局、私たちの意見や地域の反対を押し切り、自民党・公明党の賛成多数で採決された。

その後も、町村会などが依然として強い反対行動を展開した結果、知事側が地方四団体に打開を要請するような事態となり、「振興局を出張所としない」との修正案を受け入れ、二〇〇九年第一回定例会において、一度も施行されなかった「北海道総合振興局設置条例」は「北海道総合振興局及び振興局の設置に関する条例」に改正されたのである。

ここで、なぜこのように振興局となる地域から強硬な反対の意見が出されたのか考えてみたい。

まず、支庁制度改革の議論は当初、一〇〇年続いた支庁制度であったが、交通機関が発達し、生活経済圏域が拡大したことから、それに合わせた改革が必要とすることでスタートしたはずであった。しかし、これがいつしか行政改革にすり替わったことから、地域の反対も強くなっ

たと思われる。その結果、当初六圏域での改革であったが、いつしか総合振興局は九つに増え、六つの地域経済生活圏域との整合性が取れなくなった。何より、高橋知事自身が、支庁制度改革の決意を強くしながら、結局嫌なことは部下に押しつけ、それぞれの地域の声を真摯に聞かなかったことが、問題をよりこじらせたと感じている。

改革には理念が必要だ。なぜ、改革をしなければならないのか。改革をするこにより、どこがどのように変わっていくのかを、住民に丁寧に説明しなければならない。本来の「支庁制度改革」は、「分権対応」「広域政策」「行政改革」の三つの理念からスタートしたはずであるが、結局「行政改革」ばかりが全面に押し出され、改革の意義が薄れたことが地域の反発を招いたのである。

今年四月より、新たな総合振興局と振興局がスタートした。今後の議論により、今回の改革による道財政への影響などの検証も必要だ。本当の改革の成果が出るまで、私たちとしても検証を続けていかなければならないと感じているところだ。

へきたぐち ゆうこう・北海道議会議員